

平成28年度第1回

通算第113回 函館市公文書公開審査会

会議録

および通算第24回 函館市個人情報保護審査会

開催日時	平成28年11月22日（火曜日） 午前10時
開催場所	市役所8階第5会議室
議 題	1 函館市公文書公開審査会運営要領および函館市個人情報保護審査会運営要領の一部改正について (公開) 2 制度の運用状況について (報告) (公開) 3 その他 (公開)
出席委員	荒木 知恵 委員, 河野 正樹 委員, 高木 康一 委員 永盛 恒男 委員, 山崎 英二 委員
欠席委員	なし
事務局の出席者の職氏名	三浦 祐一 総務部文書法制課長 橋本 志歩 総務部文書法制課主査
傍 聴 者	報道関係者 2人

	(開会午前10時)
山崎会長	ただいまから、第113回函館市公文書公開審査会および第24回函館市個人情報保護審査会を開会します。
	委員の皆様方、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
	とうございます。
	会議の進行につきましては、審査会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、私のほうで進めさせていただきます。
	会議を始めるに当たりまして、本日の会議は、議題に審査事項がありませんので、公開して支障がないと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
山崎会長	では、会議は公開で行います。
	早速、議題に入りたいと思います。
	議題の「(1) 函館市公文書公開審査会運営要領および函館市個人情報保護審査会運営要領の一部改正について」、事務局から説明願います。
三浦課長	不服申立類型の原則一元化を図る行政不服審査法の全部改正に伴い、函館市情報公開条例および函館市個人情報保護条例が改正され、本年4月1日より施行されておりますが、この条例改正を受けて、函館市公文書公開審

	査会および函館市個人情報保護審査会の運営要領について
	ても改正が必要となったものでございます。
	そこで、事務局のほうで両審査会の運営要領の案を作
	成し、開催案内とともに、委員の皆様へ配付をさせていただ
	きました。これより、配付資料により、順次、御説
	明を申し上げます。
	まず、函館市公文書公開審査会運営要領の一部改正の
	概要について、資料1の新旧対照表をご覧ください。
	まず、第1条については、改正はございません。
	第2条については、審査会に諮問するのは、処分庁た
	る「実施機関」ではなく「審査庁」となることによる改
	正と、「不服申立て」を「審査請求」とする改正を行う
	ものです。
	次に、第3条第1項につきましては、審査会が意見書
	の提出を求めることができるのは、「実施機関」ではな
	く、諮問をした審査庁であるところの「諮問庁」となる
	ことによる改正と、不作為に係る審査請求についても審
	査会に諮問することが明確化されたことによる改正、ま
	た、条例上定義のない「理由説明書」を「実施機関の意
	見書」とする改正を行うものです。
	また、第2項については、前項の実施機関の意見書が

	提出されたときは、条例の規定により原則審査請求人等
	に送付することとなり、要領に定める必要はなくなった
	ことから、削るものでございます。
	第4条第1項については、文言の整理のほか、審査会
	が前条の実施機関の意見書に対する意見書の提出を求め
	ることができる者に、「参加人」を加えるための改正を
	行うものです。
	また、第2項については、第3条第2項と同様に、意
	見書が提出された場合は、条例の規定により原則この意
	見書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付
	することとなり、要領に定める必要がないため、削るも
	のでございます。
	続きまして、第5条については、条例の規定により義
	務化されたことにより、要領に定める必要はないため、
	削るものです。
	第6条については、前条が削除となったため、第5条
	となり、以下1条ずつ繰り上がっております。
	第5条となる現行の第6条の第1項および第2項につ
	いては、条例の規定により、審査請求人または参加人は、
	審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することがで
	きることとなっているため、また、行政不服審査法に代

	理人および審査請求人等とともに出頭した補佐人は口頭
	意見陳述において意見を述べることを定めること
	た規定が置かれたことにより，要領からこれらの部分を
	削り，かわりに，新たな第5条第1項として，口頭意見
	陳述および補佐人の出頭の申立てについて，あらかじめ
	様式を定めることとしたもので，この様式につきまして
	は，資料1の後ろ5ページ分が様式となっておりますが，
	その中の別記第1号様式となります。
	新たな第5条第2項および第3項においては，第1項
	の申立てに対し，審査会が行う通知について，これもあ
	らかじめ様式を定めることとしたもので，その様式につ
	いては，それぞれ別記第2号様式および別記第3号様式
	となります。
	なお，現行第6条第3項の規定については，この新た
	な第5条第2項に吸収をしております。第3項の「不服
	申立人の口頭意見陳述の期日，時間等については，審査
	会が不服申立人の意見を聴いて定める。」については，
	新たな第5条第2項の2行目，「意見陳述の期日」以下
	の表記として吸収をしております。
	現行第7条に対する第6条の第1項については，第3
	条と同様に，「実施機関」を「諮問庁」とする改正を行

	うものであり、また、現行の第2項および第4項について
	ては、第3条と同様に、審査請求人等から補充説明書や
	補充意見書が提出されたときは、これらも条例の規定に
	より、提出人以外の審査請求人等に原則送付することと
	なり、要領に定める必要がないため、削るものでありま
	す。
	なお、現行の第7条第3項および第5項に対応する新
	たな第6条第2項および第3項については、文言の整理
	をした上で「参加人」を加える内容の改正を行っており
	ます。
	続きまして、現行第8条に対する第7条の第1項およ
	び第2項については、条例の規定により提出人以外の審
	査請求人等に意見書等の写しを原則送付することとなっ
	たため、閲覧に関わる部分のみ、要領の規定として残す
	こととしたもので、様式についても、現行別記第1号様
	式および別記第2号様式を、それぞれ別記第4号様式お
	よび別記第5号様式と改めた上で、「閲覧等」の「等」
	を削り、「閲覧申込書」および「閲覧回答書」とする改
	正を行っております。なお、新たな別記5号様式の表題
	ですが、「審査会提出資料等閲覧回答」となっておりま
	すけれども、「書」という字が漏れておりましたので、

	お詫びして訂正をさせていただきます。
	次に、新たに設ける第 8 条についてですが、先の条例
	改正によって、審査会に提出された意見書等の閲覧対象
	に電磁的記録が含まれることになり、この電磁的記録の
	閲覧の具体については本審査会で定めることとしたとこ
	ろでございます。この新設した第 8 条で電磁的記録の
	閲覧方法について規定をしたものでございます。
	続きまして第 9 条の会議の非公開の規定については、
	「不服申立て」を「審査請求」とする文言の修正を行う
	ものでございます。
	第 10 条および第 11 条については、改正はございま
	せん。
	ここまでの御説明申し上げましたが、総括的に申し
	上げますと、不服申立ての類型を一元化した行政不服審
	査法の改正を受け文言の修正を行ったこと、また、要領
	で規定していた事項が法や条例で明文化されたことによ
	る条文の削除など、規定の整備がこのたびの要領改正の
	骨子となっております。
	次に、函館市個人情報保護審査会運営要領の一部改正
	についてですが、資料 2 の新旧対照表をご覧ください。
	改正箇所が多くなっておりますが、これは、公文書公

	開審査会運営要領と同様の規定を設け、手続の統一化を
	図ったものであり、改正理由については、公文書公開審
	査会運営要領と同様となっております。
	以上、議題「(1) 函館市公文書公開審査会運営要領
	および函館市個人情報保護審査会運営要領の一部改正に
	ついて」を御説明させていただきました。どうぞよろし
	くお願いいたします。
山崎会長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、公文書
	公開審査会、個人情報保護審査会の運営要領について一
	部改正するということですが、このたびの改正は、「実
	施機関」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」
	にといった文言の修正を行ったこと、また、様式をあら
	かじめ定めたことが中心であるということでございます
	が、事務局から御説明いただいたことについて、皆さん
	から御質問等ございませんか。
	もし、御質問等がなければ、事務局から説明がありま
	した公文書公開審査会運営要領および函館市個人情報保
	護審査会運営要領については、今説明のとおり改正する
	ということよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
山崎会長	異議なしということで、そのように決定させていただ

	きます。
	次に、議題の「(2) 制度の運用状況について」、事
	務局から説明願います。
三浦課長	それでは、「情報公開制度・個人情報保護制度の利用
	状況(平成27年度)」により御説明申し上げます。
	はじめに、「1 情報公開コーナーの利用状況」につ
	いてでございます。
	情報公開コーナーでは、市が刊行する市政資料をはじ
	め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る
	ため、各部局で定めている要綱、要領等、出資法人の経
	営状況を説明する文書を配架しております。また、市の
	各種審議会の会議録、国や他の自治体が作成した資料な
	どを備え、情報提供の充実に努めているところでござい
	ます。
	平成27年度に情報公開コーナーを利用した方は、のべ719
	人でございました。利用者の内訳は、情報公開制度による「公
	文書の公開請求」に係る利用が79人・1,466件でした。
	また、個人情報保護制度による自己情報の開示請求に係る利用
	が3人・4件でございました。また、行政資料の閲覧および相
	談・案内に係る利用が419人・476件、行政資料等の写し
	の交付に係る利用が218人で、写しの交付実績は、表1のと

	おり、5、179となっております。
	次に、「2 情報公開制度の実施状況」についてございま
	す。
	公開請求に対する処理状況は表2のとおり、公開が1,044
	件、一部公開が395件、非公開が24件、取下げが3件で、
	合計1,466件となっております。平成27年度において
	は公開請求の決定に対する不服申立てはございませんでした。
	なお、全部公開となった公文書で繰り返し公開請求されて
	いるものや、ホームページ等において公表された情報に
	つきましては、その一部を情報公開コーナーに配架し、
	公開請求によることなく情報提供できるようにして、市
	民の利便の向上に努めているところであります。その一
	例を申し上げますと、食品衛生法等に基づく営業許可施
	設一覧、理容所、美容所一覧、医療施設一覧などでござ
	いまして、以前であれば公開請求で対応していたものを、
	情報提供による写しの交付で対応したものの実績は、平
	成27年度で146人となっております。
	続きまして、2ページをお開き願います。
	各実施機関別の請求件数は、表3のとおりとなってお
	りまして、この分野別の内訳は、表4に記載のとおりと
	なっております。実施機関別では、市長あての請求が最

	も多く、全体のほぼ9割を占めております。
	また、分野別にみると、民生Ⅰの分野の請求が最も多
	く、次いで財務分野、教育分野の順となっており、この
	3つで全体の9割近くになります。
	公開請求の内訳の詳細につきましては、4ページから
	13ページまでの〈別表1 公文書の公開の実施状況〉
	に記載のとおりでございますが、そのうち、請求内容に
	よる分類で主な請求となりますと、住居表示台帳の公開
	請求が合計で864件と、民生Ⅰの分野の約8割を占め
	ております。これらは、全部公開で対応しております。
	次いで多い請求内容が、複数の分野で請求されている
	内容となりますが、補助金および交付金の交付関係書類
	に関する公開請求で、合計で194件です。分野ごとの
	内訳は、民生Ⅰの分野が167件、経済の分野が24件、
	建設の分野が3件となっております。これらは一部非公
	開とされた部分があり、非公開理由としましては、団体
	の町会長等の個人の印影については、函館市印鑑条例第
	14条第1項の規定より、印鑑の証明の交付を申請でき
	る者が限られており、これを公開することは函館市印鑑
	条例の規定に違反するため、情報公開条例第7条第1号
	による法令秘として当該部分が非公開となり、また、特

	定個人の住所，氏名，印影，電話番号，勤務先に関する
	情報は公表されておらず，通常他人に知られたくないと
	認められるものであることから，情報公開条例第7条第
	2号による個人情報として当該部分が非公開となり，さ
	らに，法人の取引先，預金種別に関する情報については
	営業活動上の秘密に関する情報，信用力に関する情報で
	あることから，情報公開条例第7条第3号による法人等
	不利益情報として当該部分が非公開となりました。なお，
	補助金等の交付関係事務に係る公文書公開につきまして
	は，申請者から提出されていない一部の書類について，
	当然保有していないということになりますから，非公開
	とした上で一部公開の決定をしたものがございました。
	次に，これも複数の分野で請求された内容となります
	が，設備の保守点検業務委託および設備の保安管理業務
	委託関係に関する公開請求が97件ありました。これら
	は一部公開の決定となっており，非公開となった部分の
	理由としましては，法人の印影については，商業登記法
	の規定により，また個人事業者の印影については，函館
	市印鑑条例の規定より，それぞれ印鑑の証明の交付を申
	請できる者が限られており，これらを公開することは，
	法令の規定に違反するため，情報公開条例第7条第1号

	による法令秘として当該部分が非公開となりました。な
	お、庁舎設備の中には、あらかじめ保守点検業務等の継
	続的契約関係を持たずに、不具合や故障が生じた都度修
	繕で対応するものがございまして、当然これについては
	委託契約がなされていないということになります。こう
	いう文書については、保有していないため非公開とした
	上で、一部公開の決定をしたものがございました。
	以上が平成27年度の主だった公開請求の内容でござ
	います。
	なお、平成28年度は、4月から10月までの公開請
	求は、54人・871件であり、対前年比で+4人、件
	数で言うと-87件という状況でございます。平成28
	年度についても、これまでのところ不服申立てはござい
	ません。
	次に2ページ中ほどの「3 個人情報保護制度の運用
	状況」についてでございます。
	市が個人情報の収集等を開始する場合に必要な手続である届
	出の状況は、平成28年3月31日現在3,060件で、実施
	機関ごとの内訳は、3ページの〈表5〉のとおりとなっております。
	ます。この届出は、個人情報保護条例の規定により「実
	施機関が継続かつ定型化して個人情報の収集等を新たに

	行う」場合や、「届け出た個人情報の収集等を廃止する
	場合」などに、提出することが義務付けられているもの
	でございます。なお、総件数では、前年と比べ133件
	増加しております。その主な理由といたしましては、企
	画部計画調整課の「亀田地区における統合施設の整備に
	係る検討懇話会の委員名簿」や財務部調度課の「配置予
	定技術者調書（総合評価落札方式用）」、さらには、戸
	籍住民課の「個人番号カード交付申請書」や「通知カー
	ド再交付申請書」など、新たな事業を開始したことに伴
	う増などが挙げられます。
	次に目的外利用でございます。制度に基づき、例外的に
	個人情報の収集の目的の範囲を超えて、保有個人情報を市
	の内部で利用した目的外利用は、3ページ右上の〈表6〉
	のとおり15の課において142件となっております。
	次に外部提供です。国や道などの他の地方公共団体など
	の市の外部に、収集目的の範囲を超えて個人情報を提供す
	る外部提供については、3ページ下の〈表7〉のとおり13
	の課において、495,760人分となっております。
	外部提供した個人情報の所管課および主な提供内容や提
	供先のうち、主なものでございますが、表7、上から2番
	目の財務部税務室では、資産等の状況のうち家屋の情報を、

	北海道が5年ごとに見直しを行って作成する都市計画策定
	の基礎資料のために北海道に371,128人分提供して
	いるほか、資産等の課税状況に関する情報などを、税務署
	や他の地方公共団体などにも提供しております。
	また、税務室から3つ下の介護保険課では、介護保険サ
	ービス認定調査票などの情報を、訪問介護等の介護サービ
	ス計画を作成するために、指定居宅介護支援事業者などに
	対して51,508人分提供しております。
	また、介護保険課のすぐ下の福祉事務所生活支援第1課
	では生活保護の受給の有無の情報などを本人の同意に基づ
	いてNHKの受信料の減免のために提供するなどしており
	ます。これが6,933人分でございます。
	また、表7、右側の上から4番目の企業局上下水道部業
	務課では、給水管の所有者の情報を給水管の指定工事業者
	などに、8,189人分提供しております。
	以上、外部提供についてございました。
	次に、自己情報の開示請求の内容、決定の状況等につき
	ましては15ページの別表2のとおりとなっております。
	この決定に対する不服申立てはございませんでした。
	平成27年度の請求は、全て自己、自分の情報を見た
	いという開示請求でございました。3人の方から請求が

	あり，このうち，2人の方に全部開示，1人の方に非開
	示の決定を行っております。
	この非開示の決定となった理由は，「請求に係る公文書
	を保有していない」ことがその理由となっております。
	なお，平成28年度の4月から10月までにおいては，
	自己情報の開示請求が12人・24件あり，対前年比+11
	人，件数で言うと+23件となっております。現在まで不
	服申立てはございません。
	以上が，制度の運用状況でございます。
山崎会長	情報公開制度，個人情報保護制度の運用状況について
	御説明いただきましたが，当市の公開請求，自己情報の
	開示請求について，件数自体は増えてきています。公文
	書公開請求についても，非公開にしたのは24件，また，
	自己情報の開示請求についても非開示は1件で，いずれ
	もそれに対する不服申立てはなく，その結果，当審査会
	は開催されませんでした。情報公開の透明度が高まって
	いるので不服申立てもなかったと解釈してもいいのかど
	うかということですがけれども，ただいまの事務局からの
	説明に対しまして，各委員から御質問，感想等ございま
	すか。
永盛副会長	この一覧表の4ページから13ページを拝見いたしま

	すと、非公開部分は印影や個人名であり、だいたいもう
	類型化されてきているようですね。不服申立てがないと
	ういうことは、皆さん納得されているんじゃないでしょ
	うか。制度自体が定着してきたのかなという印象を持っ
	たところですよ。
山崎会長	他に何かございませんか。ないようであれば、「(2)
	制度の運用状況について」は終わります。
	次に「(3) その他」として委員の皆様から何かあり
	ませんか。
永盛副会長	条例改正がありました。改正された条例をいただき
	たい。ホームページに掲載されておりますが、文書でも
	いただきたいと思えます。
三浦課長	わかりました。後ほど対応させていただきます。
永盛副会長	それから、条例改正を踏まえた「解釈運用の手引」は
	まだ作成されていませんか。
三浦課長	鋭意作成中であります。新年度に入るまでには作成い
	たします。
永盛副会長	わかりました。お願いいたします。
山崎会長	他に何かありませんか。
	(なし)
山崎会長	事務局からはどうですか。

三浦課長	特にありません。
山崎会長	それでは最後になりますが、皆さん方に御了承いただきたいことがありますので、私のほうから発言させていただきます。私は情報公開制度と個人情報保護制度を作るに当たって設置された懇話会から委員に加わっており、平成3年6月から発足した公文書公開審査会と個人情報保護審査会の委員に選任されて25年、また、平成13年から両審査会の会長となって15年になりました。公文書公開審査会は本日で113回開催されておりますが、私の記憶では欠席したのは2回だけ、ということとは111回出席したことになります。市民オンブズマンが活発に活動していた頃は不服申立て件数も多く、年に10回ほど審査会が開催された年もあったかと記憶しています。また、実施機関が非公開とした公文書を審査の結果公開した案件も何件かあったと記憶しており、この25年間、審査会は役割を果たしてきたんじゃないかと思っています。今の函館市の情報公開の透明度は全国でもトップクラスと聞いておりまして、それには当審査会がいくらか寄与したんじゃないかと自負するところがあります。
	私は審査会の委員になって25年と長くなり、それに

	加えて今年8月に70歳を迎えたこともあり、これまで
	就いていたいろいろな公職を順次辞めて行きたいと考え
	ておりまして、当審査会についても、実は来年6月の任
	期満了をもって退任を考えていた次第です。ところが事
	情が変わり、少し早まりますが、12月31日をもって
	当審査会の委員を退任させていただくことになりました
	た。私が長年この審査会の委員、特に会長職を続けてこ
	れたのも、委員の皆さん方、事務局の皆さん方の御助力
	があつてこそと感謝申し上げます。
	なお、私が12月31日に退任しますと、来年の6月
	に任期満了となった後、新たな審査会の会議が開催され
	るまで、会長不在となってしまいます。そこで事務局と
	相談させていただきまして、その間、永盛副会長にでき
	れば会長代行をお引き受けしていただければありがたい
	と考えております。いかがでしょうか。
永盛副会長	はい。委員の皆様方にご了承いただければ、大役だと
	思いますけれども、務めさせていただきます。
山崎会長	ありがとうございます。次に、次期会長と副会長です
	が、正式には来年の任期満了後、新たに開催される審査
	会の会議において互選で選出されることとなりますが、
	退任する私が言うのは本来は筋違いかもしれませんが、

	審査会の歴史を一番私が知っているということからお話
	しさせていただくと、永盛副会長に会長になっていただ
	ければと希望しますし、また、過去の審査会25年間の
	歴史の中で、委員の中に女性の委員がいた場合には、会
	長もしくは副会長になっていましたので、そういうこと
	から考えると、荒木委員が委員に加わりましたので、荒
	木委員に副会長になっていただければどうかと考えてお
	りました。男女共同参画の時代であり、女性も積極的に
	加わっていただいたらどうかと思い推薦させていただき
	ますけれども、いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
山崎会長	荒木委員もよろしいですか。
荒木委員	男女共同参画ということで、お引き受けします。
山崎会長	正式には来年の審査会で新しい委員も加わっての互選
	になるかと思いますが、よろしく願いいたします。
	それではこれで本審査会は終わりますが、私にとって
	は今日が最後の審査会となります。25年間という長い
	間本当にありがとうございました。大変お世話になりました。
	した。以上をもって本日の審査会を終了します。
	(午前10時37分終了)